

新たな外国人技能実習制度で “組合員”に求められているポイント

技能実習制度の現状について	・・・P 1
技能実習法のポイント	・・・P 6
介護職種の追加について	・・・P26
技能実習生受入組合の現状について	・・・P38
適正な組合運営について	・・・P41
まとめ	・・・P46

平成29年12月13日

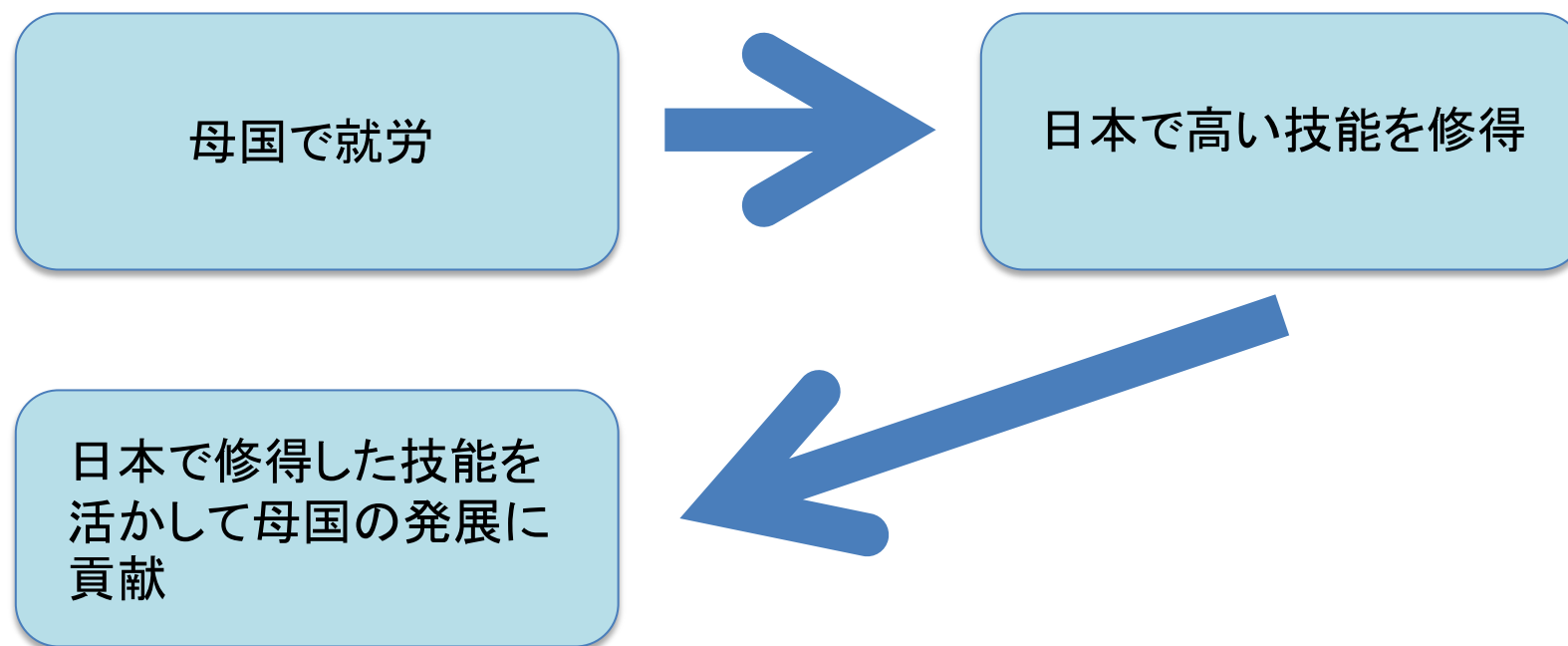
全国中小企業団体中央会

労働・人材政策本部 労働政策部

技能実習制度の現状について

外国人技能実習制度

開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。 **国際貢献**



技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない
(**人手不足対策ではない**)

技能実習制度の沿革

- 平成 2年 団体監理型による外国人研修生受入開始
- 平成 5年 技能実習制度の創設
- 平成 9年 技能実習期間の延長
- 平成22年 在留資格「技能実習」創設 雇用契約の義務化
- 平成28年 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律制定
- 平成29年 法律施行(11月1日)

平成 2年

研修1年

平成 5年

研修1年

実習1年

平成 9年

研修1年

実習2年

平成22年

技能実習1号1年

技能実習2号 2年

平成29年

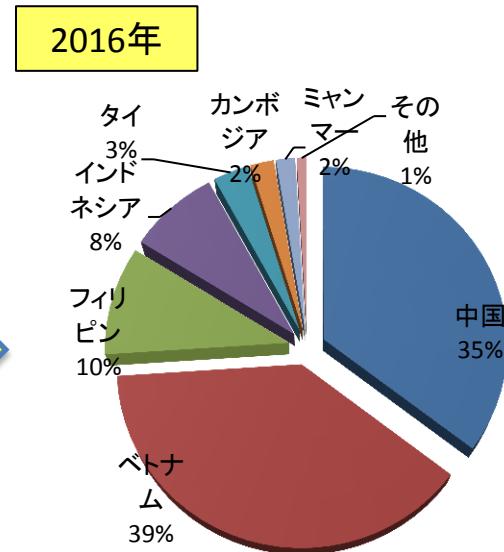
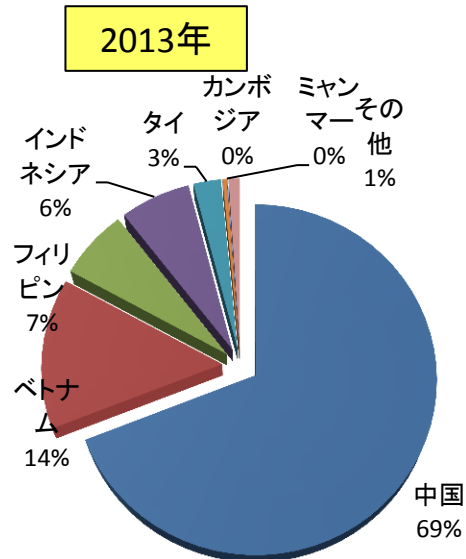
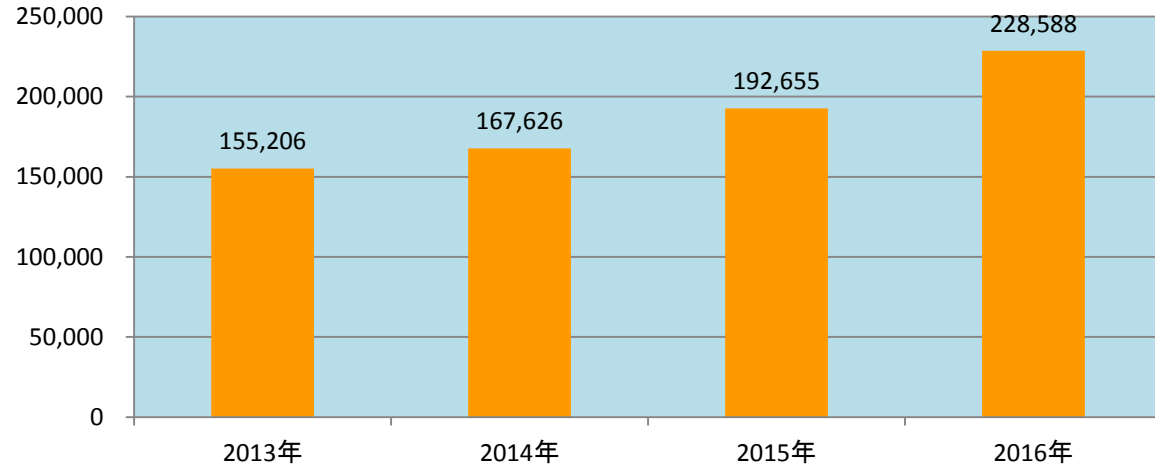
技能実習1号1年

技能実習2号 2年

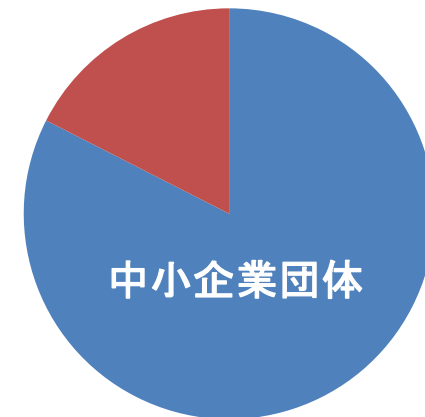
技能実習3号 2年

技能実習制度の現状

1. 平成28年末の技能実習生の数は、**228,588人（前年比118.7%）**
2. **ベトナムが中国を抜いて第1位に**
3. **団体監理型技能実習生が96.4%**
4. **実習生の約半数は従業員数10人未満の企業で実習**



監理団体: 約2,000



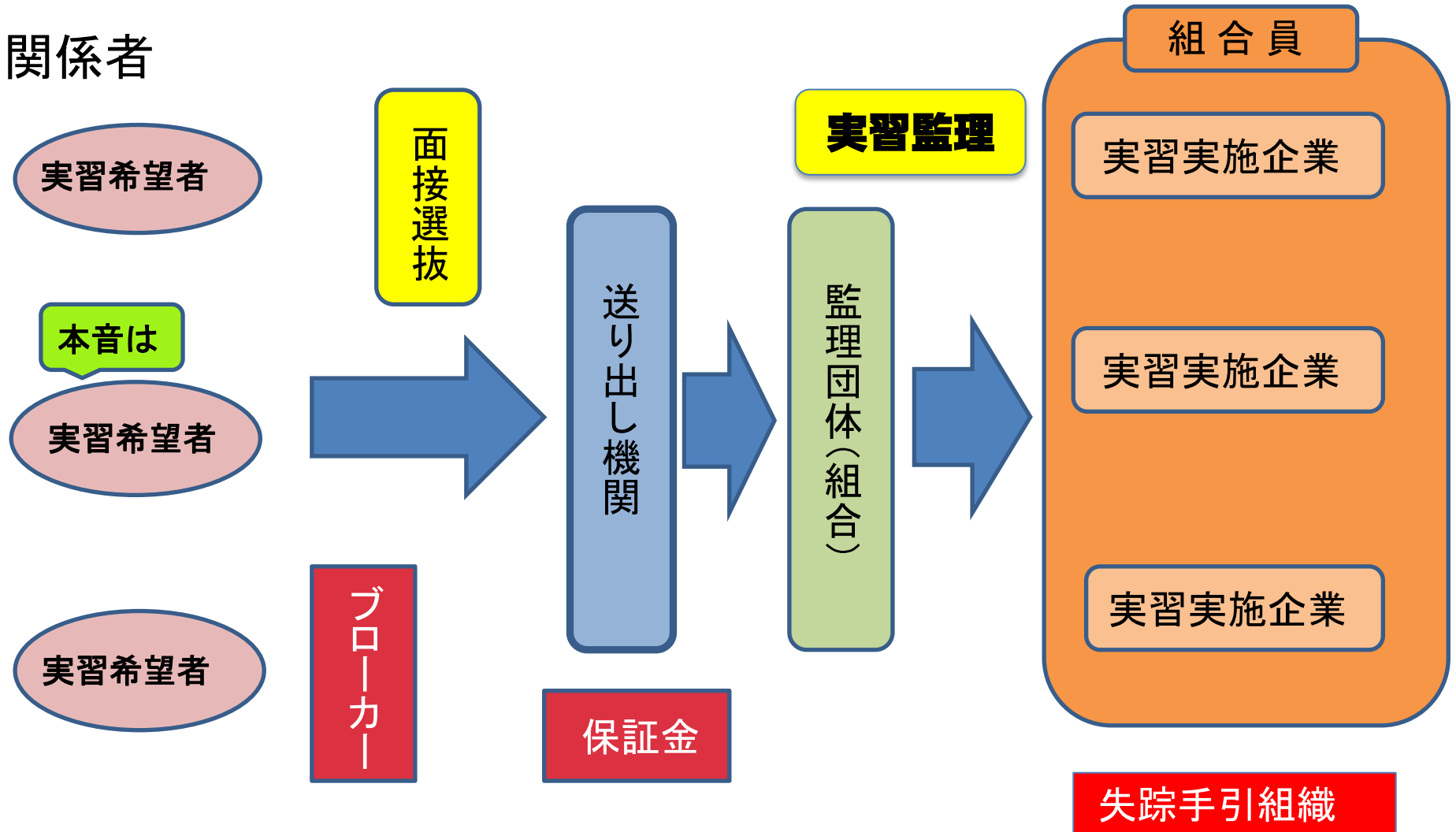
国別在留資格別在留外国人数(法務省統計から作成)

国	年	1号イ	1号ロ	2号イ	2号ロ	1号計	2号計	企業単独型	団体監理型	合計	伸び率	構成比	留学
中国	2013年	1,616	38,955	1,617	64,986	40,571	66,603	3,233	103,941	107,174	100.0%	69.1%	107,435
	2014年	1,710	39,264	1,351	57,768	40,974	59,119	3,061	97,032	100,093	93.4%	59.7%	105,557
	2015年	1,562	33,928	1,340	52,256	35,490	53,596	2,902	86,184	89,086	83.1%	46.2%	108,331
	2016年	1,305	29,694	1,397	48,461	30,999	49,858	2,702	78,155	80,857	75.4%	35.4%	115,278
ベトナム	2013年	581	9,276	533	11,242	9,857	11,775	1,114	20,518	21,632	100.0%	13.9%	21,231
	2014年	799	18,635	557	14,048	19,434	14,605	1,356	32,683	34,039	157.4%	20.3%	32,804
	2015年	955	31,444	611	24,571	32,399	25,182	1,566	56,015	57,581	266.2%	29.9%	49,809
	2016年	784	43,084	819	43,524	43,868	44,343	1,603	86,608	88,211	407.8%	38.6%	62,422
フィリピン	2013年	496	3,697	281	5,603	4,193	5,884	777	9,300	10,077	100.0%	6.5%	780
	2014年	595	5,818	284	6,024	6,413	6,308	879	11,842	12,721	126.2%	7.6%	1,013
	2015年	830	8,545	284	8,081	9,375	8,365	1,114	16,626	17,740	176.0%	9.2%	1,314
	2016年	1,041	9,124	342	12,167	10,165	12,509	1,383	21,291	22,674	225.0%	9.9%	1,825
インドネシア	2013年	340	3,545	218	5,961	3,885	6,179	558	9,506	10,064	100.0%	6.5%	3,219
	2014年	433	5,198	205	6,386	5,631	6,591	638	11,584	12,222	121.4%	7.3%	3,797
	2015年	555	6,439	289	8,024	6,994	8,313	844	14,463	15,307	152.1%	7.9%	4,768
	2016年	662	7,228	416	10,419	7,890	10,835	1,078	17,647	18,725	186.1%	8.2%	5,607
タイ	2013年	477	1,533	125	1,812	2,010	1,937	602	3,345	3,947	100.0%	2.5%	3,411
	2014年	637	1,976	145	2,165	2,613	2,310	782	4,141	4,923	124.7%	2.9%	3,818
	2015年	659	2,419	135	2,871	3,078	3,006	794	5,290	6,084	154.1%	3.2%	4,190
	2016年	900	2,764	178	3,437	3,664	3,615	1,078	6,201	7,279	184.4%	3.2%	4,376
カンボジア	2013年		304		288	304	288	0	592	592	100.0%	0.4%	420
	2014年	8	1,034		376	1,042	376	8	1,410	1,418	239.5%	0.8%	489
	2015年	10	2,035	4	1,057	2,045	1,061	14	3,092	3,106	524.7%	1.6%	632
	2016年	18	2,592	8	2,247	2,610	2,255	26	4,839	4,865	821.8%	2.1%	784
ミャンマー	2013年	6	70		44	76	44	6	114	120	100.0%	0.1%	1,842
	2014年	16	563		52	579	52	16	615	631	525.8%	0.4%	2,363
	2015年	50	1,535	4	389	1,585	393	54	1,924	1,978	1648.3%	1.0%	3,473
	2016年	62	2,274	22	1,602	2,336	1,624	84	3,876	3,960	3300.0%	1.7%	4,553
その他	2013年	167	617	14	802	784	816	181	1,419	1,600	100.0%	0.7%	44,170
	2014年	173	657	11	738	830	749	184	1,395	1,579	98.7%	0.7%	47,051
	2015年	194	725	17	837	919	854	211	1,562	1,773	110.8%	0.8%	51,567
	2016年	171	882	25	939	1,053	964	196	1,821	2,017	126.1%	0.9%	56,814
合計	2013年	3,683	57,997	2,788	90,738	61,680	93,526	6,471	148,735	155,206	100.0%		193,073
	2014年	4,371	73,145	2,553	87,557	77,516	90,110	6,924	160,702	167,626	108.0%		214,525
	2015年	4,815	87,070	2,684	98,086	91,885	100,770	7,499	185,156	192,655	124.1%		246,679
	2016年	4,943	97,642	3,207	122,796	102,585	126,003	8,150	220,438	228,588	147.3%		277,331

技能実習法のポイント

外国人技能実習制度関係者

関係者



外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(技能実習法)

第1条(目的)

この法律は、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設けること等により、出入国管理及び難民認定法その他の出入国に関する法令、労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令と相まって、**技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護**を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転による**国際協力**を推進することを目的とする。

第3条(基本理念)

技能実習は、技能等の適正な修得、習熟又は熟達のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。

2 技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない。

第5条第1項(実習実施者の責務)

実習実施者は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について**技能実習を行わせる者としての責任**を自覚し、第3条の基本理念にのっとり、技能実習を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

第5条第2項(監理団体の責務)

監理団体は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護について**重要な役割を果たす**ものであることを自覚し、**実習監理の責任を適切に果たす**とともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力しなければならない。

第6条(技能実習生の責務)

技能実習生は、技能実習に専念することにより、技能等の修得等をし、**本国への技能等の移転**に努めなければならない。

技能実習制度の見直し（大きな枠組み）

旧制度

技能実習の内容や受入機関の基準等は、入管法令（上陸基準省令等）で、技能実習生の入国等の条件として規定。技能実習の内容や受入機関に関する基準を満たしていないときも、技能実習生の上陸を認めないという入管法の処分による対処のみ。【間接的な規制】



しかし、一部の制度の趣旨を理解しない受入機関による法令違反が生じており、入管法令による間接的な規制の枠組みによる制度の適正化には限界。



新制度

監理団体の許可や技能実習計画の認定の仕組みを設け、受入機関を直接規制するという技能実習の新たな枠組みを構築するため、技能実習法を制定。【直接的な規制】

技能実習を行わせることの適否は、技能実習計画の認定手続の中で主務大臣（外国人技能実習機構）が判断。

上陸手続で技能実習を行わせることの適否を重ねて判断することは不要となり、上陸手続では、技能実習計画が認定されていることを踏まえて上陸の許否を判断（基準省令では詳細な基準は削除し、技能実習計画が認定されていることのみを要件として規定。）。

- * 団体要件省令等の関係省令を廃止。
- * 変更基準省令（技能実習2号への変更部分）も廃止（技能実習2号でも新規上陸を認めることとしたことに伴うもの。）。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の**技能実習の適正な実施**及び**技能実習生の保護**を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する**技能実習計画**について**認定制**とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) **実習実施者**について、**届出制**とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) **監理団体**について、**許可制**とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) **技能実習生に対する人権侵害行為**等について、禁止規定を設け違反に対する所要の**罰則を規定**するとともに、技能実習生に対する**相談**や**情報提供**、技能実習生の**転籍の連絡調整**等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) **事業所管大臣等に対する協力要請**等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による**地域協議会**を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) **外国人技能実習機構を認可法人として新設**し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、**第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)**を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行期日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

送出国との取決めについて

旧制度

問題点

- 制度趣旨を十分に説明しないまま実習生を募集、選別したり、実習生から不当な金銭(保証金や違約金等の名目)の徴収等を行う **不適正な送出国機関が存在。**
- こうした不適正な送出国機関を排除するための **国レベルでの取決めが無い。**

参考:JITCOの取組み

- JITCOが自主的な事業として送出国政府と討議議事録(R/D)(※1)を作成し、技能実習制度の適正かつ円滑な推進のために相互に協力する事項(※2)を確認。

※1 アール・ディー。Record of Discussionの略。15か国と作成。認定送出国機関は1,198機関(平成29年2月15日現在)。

※2 送出国政府が適切と認める送出国機関を認定すること,送出国の技術動向等に関する情報提供をすること,実習生に生じた問題の解決に努力すること等を規定。

新制度

方針

- 実習生の送出しを希望する国との間で、**国レベルでの取決め**を順次作成することにより、**送出国と協力して不適正な送出国機関の排除を目指す。**

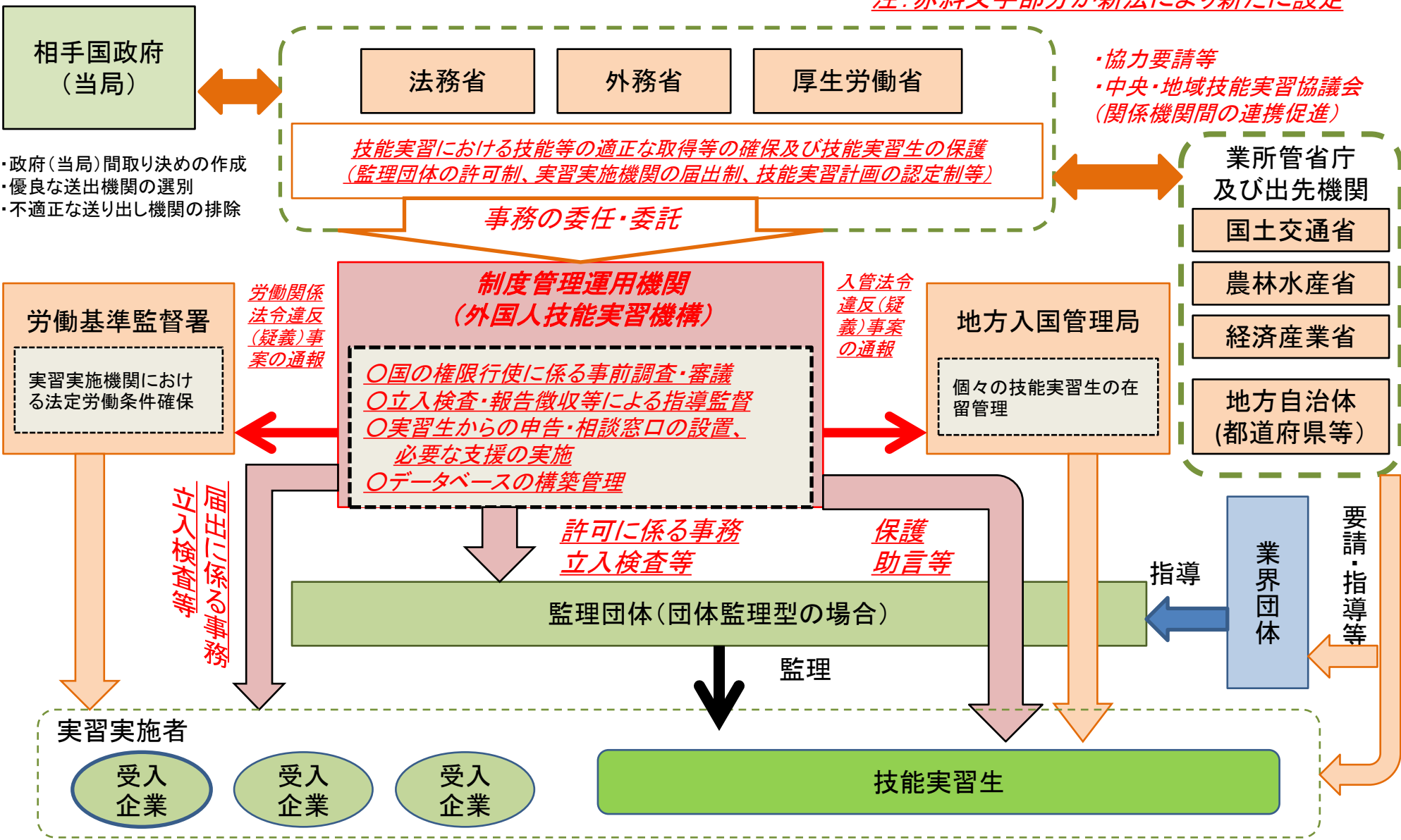
取決めの主な内容として想定される事項

- ① 適正な**送出国機関**を送出国政府が認定。
- ② 送出国政府から**認定された送出国機関以外の機関からの実習生受入れを認めない。**
- ③ 送出国政府に対する、**問題のある送出国機関への調査、指導監督の要請**
- ④ 実習生の帰国後における技能移転の状況などに関する**フォローアップ調査への協力要請**
- ⑤ **失踪者が発生した場合の対応**

※認定された送出国機関は、**機構のホームページ**で随時公表していく予定

外国人技能実習制度に係る管理監督体制の強化の全体像(イメージ)

注: 赤斜文字部分が新法により新たに設定



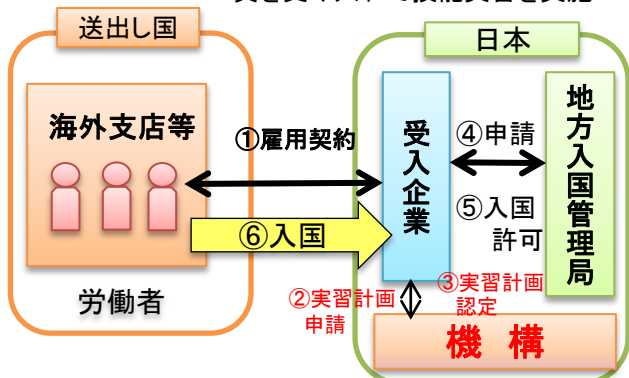
技能実習制度の仕組み（新制度の内容を含む。）

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約23万人在留している。
※平成28年末時点

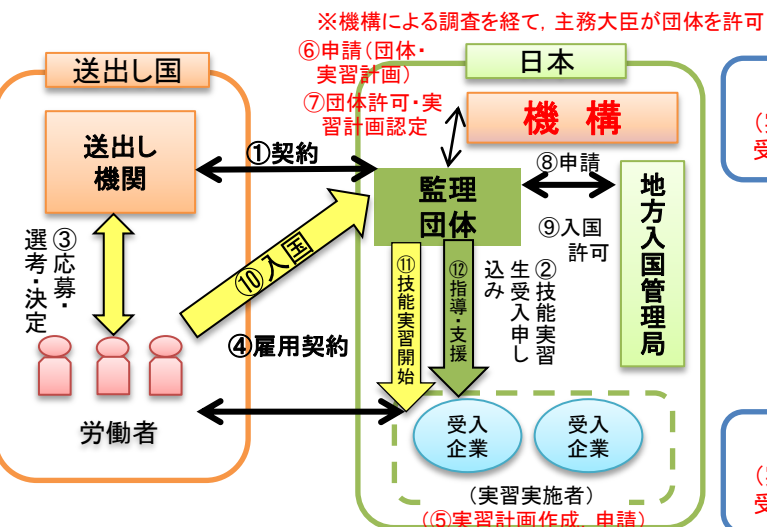
※新制度の内容は赤字

技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

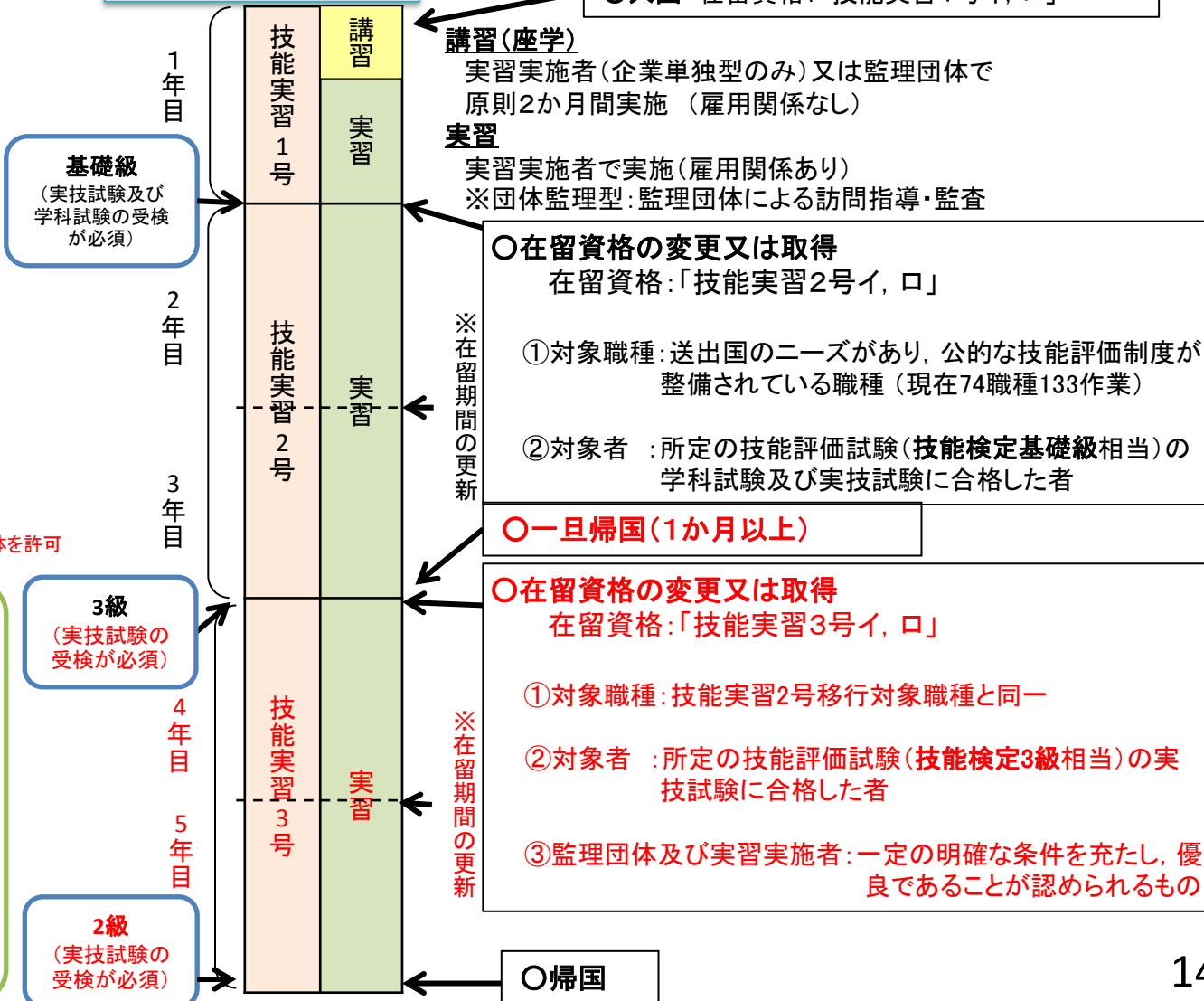
【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



〇入国 在留資格:「技能実習1号イ, ロ」

講習(座学)
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習
実習実施者で実施(雇用関係あり)
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

〇在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習2号イ, ロ」

①対象職種: 送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在74職種133作業)

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定基礎級相当)の学科試験及び実技試験に合格した者

〇一旦帰国(1か月以上)

〇在留資格の変更又は取得
在留資格:「技能実習3号イ, ロ」

①対象職種: 技能実習2号移行対象職種と同一

②対象者: 所定の技能評価試験(技能検定3級相当)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者: 一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

〇帰国

技能実習生の数

基本人数枠

実習実施者の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の 20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人

(参考) 現行制度の基本人数枠

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
50人以下	3人

※ 常勤職員数には、技能実習生(1号、2号及び3号)は含まれない。

人数枠 (団体監理型)

人数枠				
第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	優良基準適合者		
		第1号 (1年間)	第2号 (2年間)	第3号 (2年間)
基本人数枠	基本人数枠の2倍	基本人数枠の2倍	基本人数枠の4倍	基本人数枠の6倍

常勤職員数 (例)

5人の場合	3人	6人	5人	10人	15人
10人の場合	3人	6人	6人	12人	18人
35人の場合	4人	8人	8人	16人	24人

- 団体監理型・企業単独型ともに、下記の人数を超えてはならない。
(1号実習生:常勤職員の総数、2号実習生:常勤職員数の総数の2倍、3号実習生:常勤職員数の総数の3倍)
- 特有の事情のある職種については、事業所管大臣が定める告示で定められた人数とする。
- やむを得ない事情で他の実習実施者から転籍した実習生を受け入れる場合、上記の人数枠と別に受け入れることを可能とする。

技能実習2号移行対象職種 (平成29年11月1日時点 77職種137作業)

1 農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
養殖業*	ほたてがい・まがき養殖作業

3 建設関係 (22職種33作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事作業
	ロータリー式さく井工事作業
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業
	石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業
	プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	カーテン工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

4 食品製造関係 (9職種14作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
生豚食肉処理加工業*	生豚部分肉製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業
そう菜製造業*	そう菜加工作業

5 繊維・衣服関係 (13職種22作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工程作業
	精紡工程作業
	巻糸工程作業
	合ねん糸工程作業
織布運転*	準備工程作業
	製織工程作業
	仕上工程作業
染色	糸浸染作業
	織物・ニット浸染作業
ニット製品製造	靴下製造作業
	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業
紳士服製造	紳士既製服縫製作業
下着類製造*	下着類製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業
座席シート縫製*	自動車シート縫製作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業
	非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト作業
	コールドチャンパダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業

6 機械・金属関係 (続き)

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
めっき	電気めっき作業
	溶融亜鉛めっき作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (13職種25作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鋳込み成形作業
	バッド印刷作業
自動車整備*	自動車整備作業
ビルクリーニング	ビルクリーニング作業
介護*	介護

○ 主務大臣が告示で定める職種・作業 (1職種1作業)

職種名	作業名
空港グランドハンドリング*	航空機地上支援作業

(注) *の職種：「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」による確認の上、人材開発統括官が認定した職種

監理団体の許可・技能実習計画の認定等に係る手順について

監理団体の許可

監理団体
(事業協同組合等)

監理団体の許可申請



団体の体制等を予備審査

- 許可基準に適合すること
 - ・ 監理事業を適正に行う能力を有すること
 - ・ 外部役員の設置又は外部監査の措置を行っていること など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に許可取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

主務大臣（法務大臣・厚生労働大臣）
へ報告

主務大臣

監理団体の許可

技能実習計画の認定手続へ

技能実習計画の認定等

実習実施者
+ 監理団体

技能実習計画の作成



実習実施者

技能実習計画の認定申請



計画の内容や受入体制の適正性等を審査

- 認定基準に適合すること
 - ・ 実習生の本国において修得等が困難な技能等であること
 - ・ 1号又は2号の技能実習計画で定めた技能検定又は技能実習評価試験に合格していること(2号又は3号の計画認定時) など
- 欠格事由に該当しないこと
 - ・ 一定の前科がないこと。
 - ・ 5年以内に認定取消しを受けていないこと
 - ・ 5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしていないこと など

技能実習計画の認定

実習生
(監理団体が代理)

在留資格認定証明書の交付申請等



法務大臣（地方入管局）

在留資格認定証明書の交付等

※

※ 新規に入国する場合等は
日本大使館等へ査証申請が
必要

実習生の受入れ

監理団体の許可基準

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

- ① **営利を目的としない法人であること（※）**
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② **監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）**
 - Ⅰ 実習実施者に対する**定期監査**（頻度は現行と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の实地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する**入国後講習**の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ **技能実習計画の作成指導**
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ **監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること**
- ④ **個人情報の適正な管理のため必要な措置を講じていること**
- ⑤ **外部役員又は外部監査の措置を実施していること**
- ⑥ **基準を満たす外国の送出国と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること**
- ⑦ **優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞**
- ⑧ **①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること**

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

 - ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない。（講習については、経過措置有）

※下線部分が新制度における変更点

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

監 理 費 (法第28条、規則第37条)

監理団体は、監理事業に通常要する経費等を勘案して規則第37条で定められた適正な種類及び額の監理費を実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収することができ、それ以外の場合にはいかなる名義でも手数料又は報酬を徴収することはできない。

種 類	額	徴収方法
職業紹介費	実習実施者と技能実習生との間における雇用契約の成立のあっせんに係る事務に要する費用(募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。)の額を超えない額	実習実施者から求人申し込みを受理した時以降に当該実習実施者から徴収する
講習費(第1号技能実習に限る)	監理団体を実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳への謝金、教材費、技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。)の額を超えない額	入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、実習実施者から徴収する
監査指導費	技能実習の実施に関する監理に要する費用(実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額	技能実習生が実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該実習実施者から徴収する
その他諸経費	その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額	当該費用が必要となった時以降に実習実施者から徴収する

監理団体に必要な要員と職務

人的措置	対象者	職務
責任役員(規則第26条第2号)	役員	監理事業に責任を有する役員
監理責任者 (法第40条第1項、規則第53条)	常勤の役職員 過去3年以内に監理責任者講習を 修了した者	技能実習生の受入れ準備(法第40条第1項第1号)
		技能実習生の技能修得に関する実習実施者への指導・助言及び連絡調整(法第40条第1項第2号)
		技能実習生の保護(法第40条第1項第3号)
		実習実施者及び実習生の個人情報の管理(法第40条第1項第4号)
		技能実習生の労働条件、産業安全・労働衛生に関し、実習実施者の実習責任者との連絡調整(法第40条第1項第5号)
		国、地方公共団体、外国人技能実習機構その他関係機関との連絡調整(法第40条第1項第6号)
		実習実施者に対する労働基準法、労働安全衛生法その他労働関係法令の指導(法第40条第3項)
		実習実施者の労働関係法令違反に対する是正指示(法第40条第4項) 監理団体:労働基準監督署等関係機関への通報義務(第5項) 定期監査の指揮(規則第52条第1号)
外部役員又は外部監査人 (法第25条、規則第30条)	該当者の要件あり 過去3年以内に講習修了した者	監査その他の監理業務の適正実施を確認
技能実習計画の指導者	修得させる技能等に一定の経験又は知識を有する役職員(規則第52条第8号) 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等	適切かつ効果的に技能等を修得をさせるための指導

監理団体として必要な帳簿(規則第54条)

1. 実習監理を行う実習実施者の管理簿
実習実施者の名簿、技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の履歴書
実習監理に係る契約書等
2. 実習監理に係る技能実習生の管理簿
技能実習生の名簿、技能実習生の履歴書、雇用契約書等
3. 監理費に係る管理簿 監理費管理簿(参考様式第4-5号)
4. 技能実習に係る雇用関係の成立のあっせんに係る管理簿(参考様式第4-6号)
5. 技能実習の実施状況の監査に係る書類 監査報告書の写し(省令様式第22号)
6. 入国前講習及び入国後講習の実施状況を記録した書類
入国前講習実施記録(参考様式第4-8号)
入国後講習実施記録(参考様式第4-9号)
7. 訪問指導の内容を記録した書類 訪問指導記録書(参考様式第4-10号)
8. 技能実習生から受けた相談の内容及び当該相談への対応を記録した書類
相談対応記録書(参考様式第4-11号)
9. 外部監査の結果を記録した書類(外部監査の場合)
外部監査報告書(参考様式第4-12号、13号)
10. 外部役員による確認書類(外部監査の措置を講じていない場合)
外部役員確認書(参考様式第4-14号)

- 技能実習を行わせようとする者は、**技能実習生ごとに技能実習計画を作成**し、認定を受けることができるとされており、当該技能実習計画の適切性の担保のため、認定基準が設けられている。（法第9条）

技能実習計画の主な認定基準

① 修得等をさせる技能が技能実習生の本国において修得等が困難な技能等であること

② 技能実習の目標

（第1号の目標）技能検定基礎級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験及び学科試験への合格など

（第2号の目標）技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

（第3号の目標）技能検定2級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験への合格

③ 技能実習の内容（※）

- ・ 同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。
- ・ 第2号・第3号については移行対象職種・作業（主務省令別表記載の職種及び作業）に係るものであること。
- ・ 技能実習を行う事業所で通常行う業務であること。
- ・ 移行対象職種・作業については、業務に従事させる時間全体の2分の1以上を必須業務とし、関連業務は時間全体の2分の1以下、周辺業務は時間全体の3分の1以下とすること。
- ・ 技能実習生は本邦において従事しようとする業務と同種の業務に外国において従事した経験等を有し、又は技能実習を必要とする特別の事情があること（団体監理型のみ）。
- ・ 帰国後に本邦において修得等をした技能等を要する業務に従事することが予定されていること。
- ・ 第3号の技能実習生の場合は、第2号修了後に一か月以上帰国していること。
- ・ 技能実習生や家族等が、保証金の徴収や違約金の定めをされていないこと（技能実習生自身が作成する書面によって明らかにさせる）
- ・ 第1号の技能実習生に対しては、日本語・出入国や労働関係法令等の科目による入国後講習が行われること。
- ・ 複数職種の場合は、いずれも2号移行対象職種であること、相互に関連性があること、合わせて行う合理性があること。

④ **実習を実施する期間（第1号は1年以内、第2号・第3号は2年以内であること）**

⑤ **前段階における技能実習（第2号は第1号、第3号は第2号）の際に定めた目標が達成されていること**

⑥ **技能等の適正な評価の実施（技能検定、技能実習評価試験等による評価を行うこと）**

⑦ **適切な体制・事業所の設備、責任者の選任（※）**

- 各事業所ごとに下記を選任していること。

「技能実習責任者」（技能実習の実施に関する責任者）：技能実習に関与する職員を監督することができる立場にあり、かつ、過去3年以内に技能実習責任者に対する講習を修了した常勤の役職員（講習については、経過措置あり）。

「技能実習指導員」（技能実習生への指導を担当）：修得させる技能について5年以上の経験を有する常勤の役職員

「生活指導員」（実習生の生活指導を担当）：常勤の役職員

- 申請者が過去5年以内に人権侵害行為や偽造・変造された文書の使用を行っていないこと。
- 技能の修得等に必要な機械、器具その他の設備を備えていること。

⑧ **許可を受けている監理団体による実習監理を受けること<団体監理型技能実習の場合>**

⑨ **日本人との同等報酬等、技能実習生に対する適切な待遇の確保（※）**

- 報酬の額が日本人と同等以上であること（これを説明する書類を添付させ、申請者に説明を求める。）
- 適切な宿泊施設の確保、入国後講習に専念するための措置等が図られていること
- 食費、居住費等名目のいかんを問わず実習生が定期的に負担する費用について、実習生との間で適正な額で合意がなされていること
（費用の項目・額を技能実習計画に記載。技能実習生が理解したことや額が適正であることを示す書類を添付）。

⑩ **優良要件への適合<第3号技能実習の場合>**

⑪ **技能実習生の受入れ人数の上限を超えないこと（※） <新制度で人数枠を見直し>**

（※）③⑦⑨⑪に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の実習実施者又は監理団体は、当該要件の基準を満たすことが必要となる。

※下線部分が新制度における変更点

実習実施者に必要な要員と職務

人的措置	対象者	職務
技能実習責任者 (法第9条第7号)	常勤の役職員で技能実習指導員・生活指導員等を監督する者 (規則第13条)	技能実習指導員・生活指導員を監督し、技能実習の進捗管理の他以下事項の統括管理(規則第12条第1号)
		技能実習計画の作成
	過去3年以内に講習修了した者	主務大臣、機構、監理団体に対する届出、報告、通知その他の手続に関する事
		帳簿類の作成及び保管、技能実習実施状況報告書の作成に関する事
		技能実習生の受入れの準備に関する事
		監理団体との連絡調整に関する事
		技能実習生の保護に関する事
		技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関する事
		国、地方公共団体、機構その他関係機関との連絡調整に関する事
技能実習指導員 (規則第12条第2号)	常勤の役職員で修得させる技能等の5年以上の経験有する者 1名以上介護福祉士等 技能実習生5人につき1名以上	技能実習の指導
生活指導員((規則第12条第3号)	常勤の役職員	技能実習生の生活の指導

実習実施者として必要な帳簿(規則第22条)

1. 技能実習生の管理簿

技能実習生の名簿

氏名、国籍、性別、在留資格、在留期間、在留カード番号、外国人雇用状況届出届出日、認定計画の認定番号、その他

技能実習生の履歴書(参考様式第1-3号)

技能実習のための雇用契約書(参考様式第1-14号)

技能実習生の待遇に係る記載がされた書類

賃金台帳等労働関係法令上必要とされる書類でも可

2. 認定計画の履行状況に係る管理簿

(参考様式第4-1号)※参考様式では毎月作成

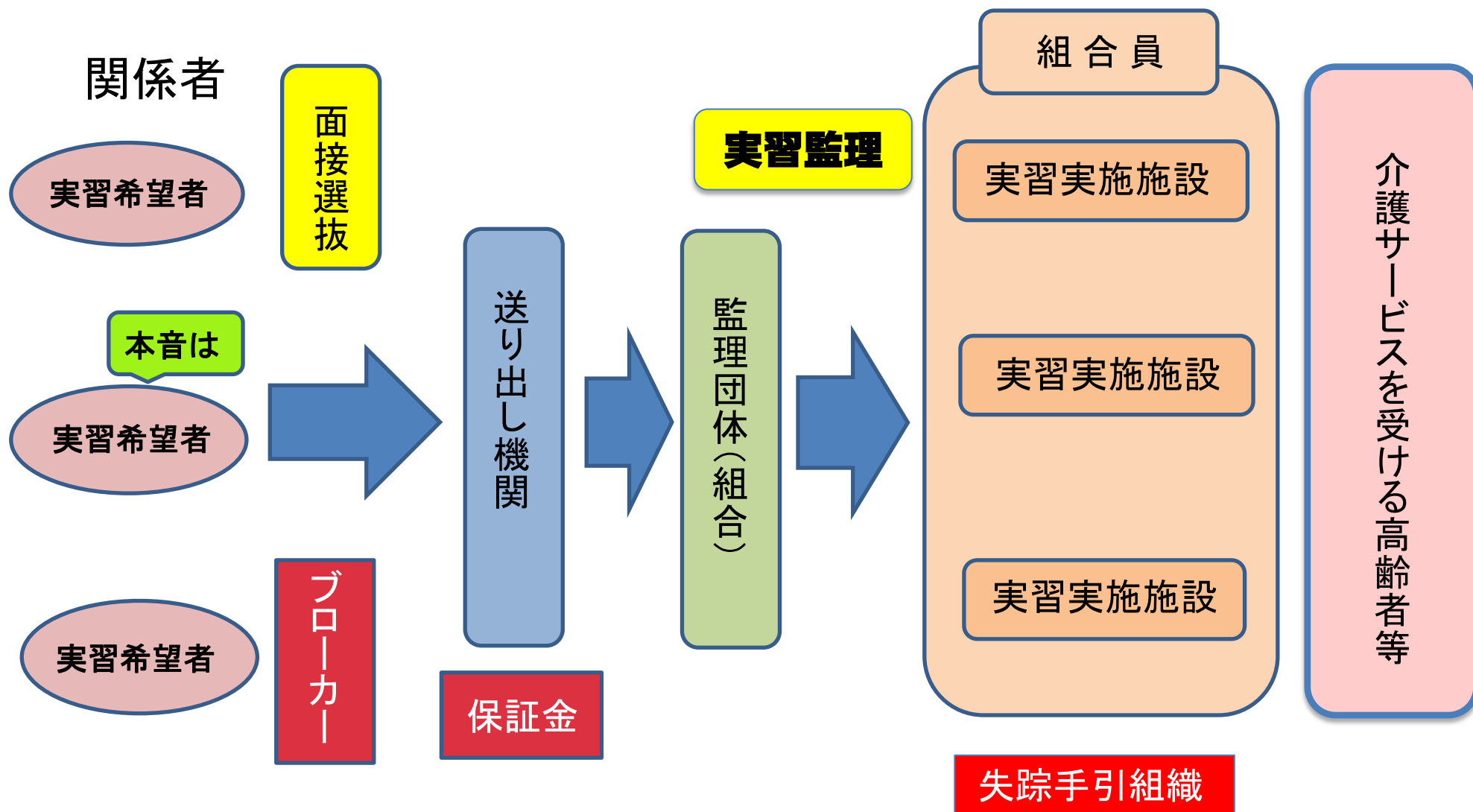
3. 技能実習に従事させた業務及び技能実習生に対する指導の内容を記録した日誌

(参考様式第4-2号)

※生活指導員による生活指導記録を作成してもよいのでは

介護職種の追加について

外国人技能実習制度(介護)関係者



介護に係る技能実習の特性

技能実習制度における初めての対人サービス業務



安全の確保

対象者の個性

身体状況、年齢等

コミュニケーション

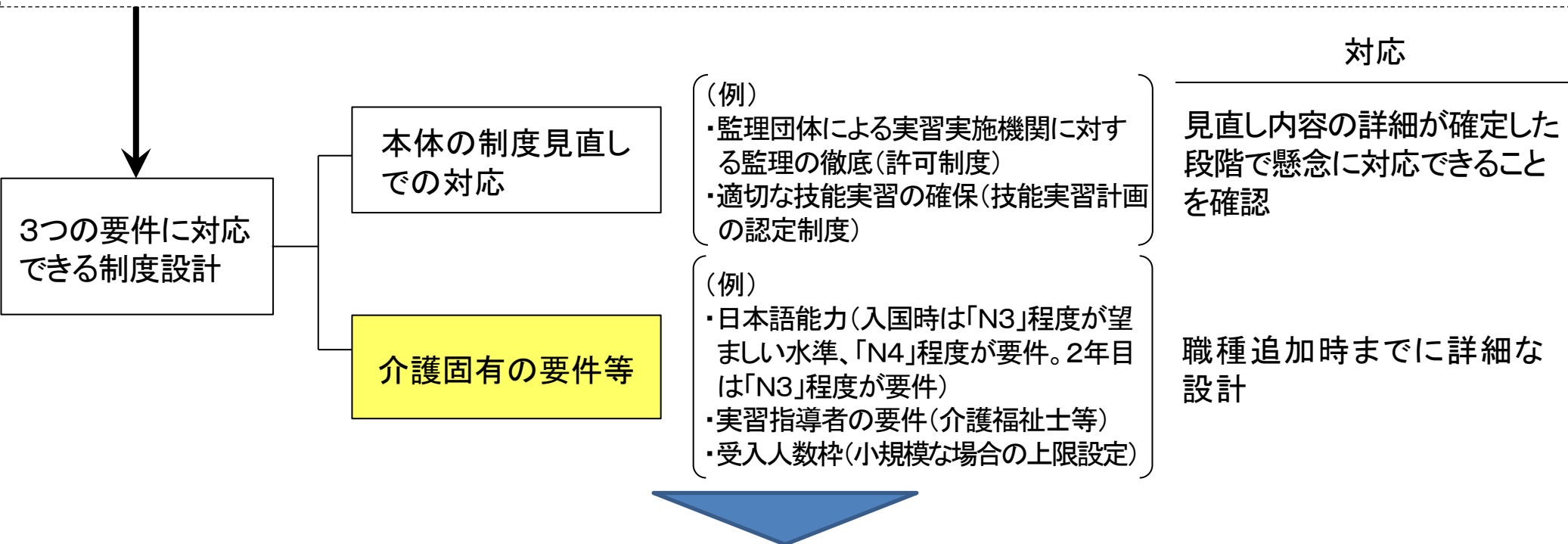
介護サービスを受ける高齢者等

チーム内の意思疎通

介護職種の追加について

【基本的考え方】

- 外国人介護人材の受入れは、介護人材の確保を目的とするのではなく、技能移転という制度趣旨に沿って対応。
- 職種追加に当たっては、介護サービスの特性に基づく様々な懸念に対応するため、以下の3つの要件に対応できることを担保した上で職種追加。
 - ① 介護が「外国人が担う単純な仕事」というイメージとならないようにすること。
 - ② 外国人について、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること。
 - ③ 介護のサービスの質を担保するとともに、利用者の不安を招かないようにすること。



- 職種追加に向け、様々な懸念に対応できるよう、「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)で示された具体的な対応の在り方に沿って、制度設計を進める。

技能実習制度への介護職種の追加に当たっての要件設定について

○ 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記の「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」(平成27年2月4日)での提言内容に沿って設定。

<p>1. 移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化</p>	<p>一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・ところとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必須業務＝身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務＝身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し送り等) ・周辺業務＝その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
<p>2. 必要なコミュニケーション能力の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ・入国後、OJTや研修等により、専門用語や方言等に対応 <p>(参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)</p>
<p>3. 適切な公的評価システムの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・試験実施機関は、技能実習の新制度で求められる要件を満たす団体を選定 ・各年の到達水準は以下のとおり <p>1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 2年目 指示の下であれば、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル</p>
<p>4. 適切な実習実施機関の対象範囲の設定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている機関を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している機関(原則として設立後3年を経過している機関)に限定
<p>5. 適切な実習体制の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数の上限 小規模な受入機関(常勤職員数30人以下)の場合、常勤職員総数の10%まで ・受入れ人数枠の算定基準 「常勤職員」の範囲を「主たる業務が介護等の業務である者」に限定 ・技能実習指導員の要件 介護職として5年以上の経験を有する介護福祉士等 ・技能実習計画書 技能移転の対象項目ごとに詳細な作成を求める ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ
<p>6. 日本人との同等処遇の担保</p>	<p>「日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」を徹底するため、以下の方策を講じる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入時 : 賃金規程等の確認 ・受入後 : 訪問指導時の関係者のヒアリングや賃金台帳の確認、監理団体への定期報告 <p>※EPAIにおける取組を参考に、監理団体による確認等に従わない実習実施機関は、技能実習の実施を認めないことも検討</p>
<p>7. 監理団体による監理の徹底</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技能実習制度本体の見直しによる、新制度に沿った監理の徹底を図る

介護職種固有の要件について(ポイント)

1. 技能実習生の日本語能力

- (1) 1号技能実習 日本語能力試験N4合格(又はN4同等以上)
 - (2) 2号技能実習 日本語能力試験N3合格(又はN3同等以上)
- ※N4で入国、2号移行前にN3合格必要(不合格=帰国)

2. 入国後講習

- (1) 日本語講義 240時間以上(N3合格者は80時間以上)
 - (2) 介護導入講習 教育内容及び時間数が一定以上
- ※講師要件あり 日本語教育 「日本語教育」履修等
介護教育 介護領域の教授経験

3. 実習実施者

- (1) 開設後3年を経過していること
 - (2) 訪問系介護サービスは不可
 - (3) 技能実習指導員 5年以上の経験を有する常勤の介護福祉士
 - (4) 技能実習生5人につき1名の技能実習指導員
 - (5) 実習生の人数は、常勤介護職員数50名以下の場合には常勤介護職員数の10%
- ※技能実習生の総数が常勤介護職員の総数を超えないこと

4. 監理団体(組合)

技能実習計画の指導者 5年以上の経験を有する介護福祉士

外国人技能実習生の受入れを目指す場合

既存の監理団体に加入する

事業協同組合、公益財団法人等

加入資格

監理団体の選択 [一般監理事業許可(優良)、特定監理事業許可]

新規に事業協同組合を設立する

認可法人(根拠法:中小企業等協同組合法)

4事業者以上で設立可

外国人技能実習生共同受入事業、その他の共同事業

組合指導団体

高知県中小企業団体中央会

〒781-5101 高知市布師田3992-2

高知県中小企業会館4階

TEL 088-845-8870

技能実習生の配置基準上の取扱いについて

1. 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

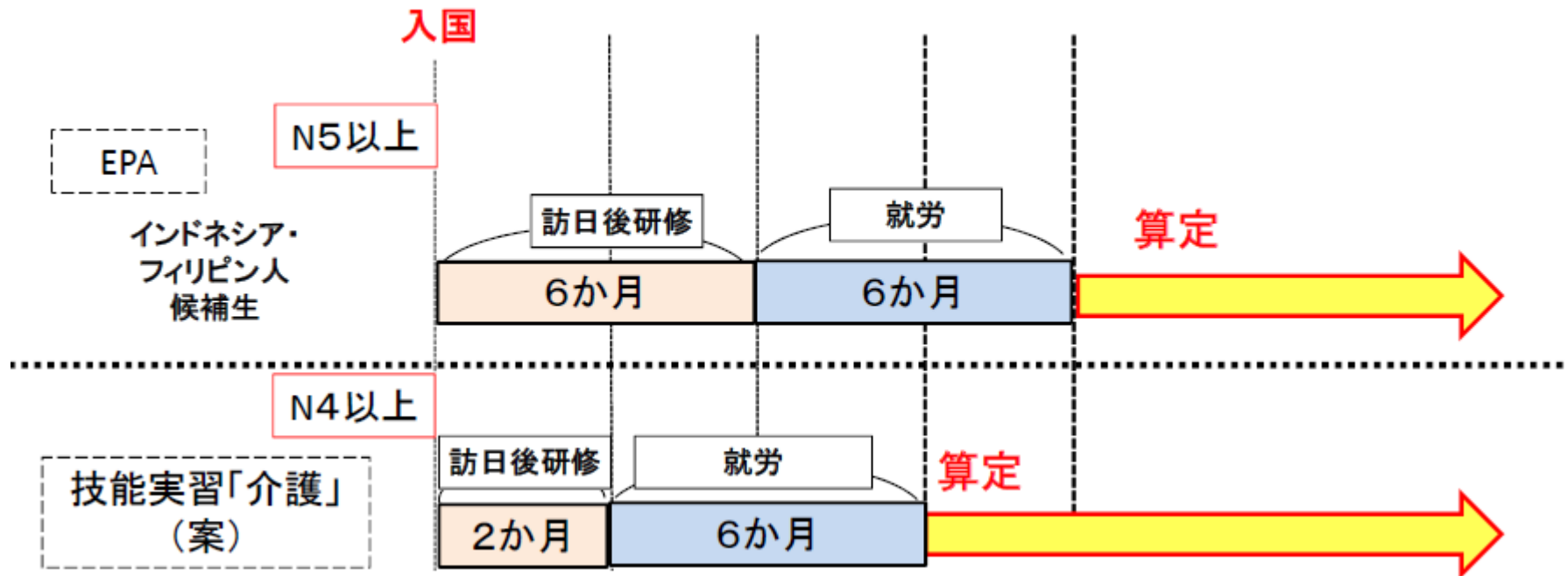
次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6月を経過した者
- ② 日本語能力検定のN2又はN1(平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級)に合格している者

2. 診療報酬上の配置基準の取扱いについて

介護職種の技能実習生が、看護補助者として病院又は診療所において看護師長及び看護職員の指導の下に療養生活上の世話等の業務を行う場合における看護補助者の配置基準においては、当該技能実習生を員数に含めて算定しても差し支えないものであること。

介護報酬における技能実習生の取扱いについて



日本語能力試験N2を取得している者については、就労開始から算定されることとなる(EPAと同様)。

対象施設

【介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める施設のうち、現行制度において存在するものについて、訪問介護等の訪問系サービスを対象外とした形で整理をしたもの】（白：対象 緑：一部対象 灰色：対象外又は現行制度において存在しない。）

児童福祉法関係の施設・事業
知的障害児施設
自閉症児施設
知的障害児通園施設
盲児施設
ろうあ児施設
難聴幼児通園施設
肢体不自由児施設
肢体不自由児通園施設
肢体不自由児療護施設
重症心身障害児施設
重症心身障害児(者)通園事業
肢体不自由児施設又は重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関(国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構)の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの)
児童発達支援
放課後等デイサービス
障害児入所施設
児童発達支援センター
保育所等訪問支援
障害者総合支援法関係の施設・事業
障害者デイサービス事業(平成18年9月までの事業)
短期入所
障害者支援施設
療養介護
生活介護
児童デイサービス
共同生活介護(ケアホーム)
共同生活援助(グループホーム)
自立訓練
就労移行支援
就労継続支援
知的障害者援護施設(知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通園寮・知的障害者福祉工場)
身体障害者更生援護施設(身体障害者更生施設・身体障害者療護施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場)
福祉ホーム
身体障害者自立支援
日中一時支援

生活サポート
経過的デイサービス事業
訪問入浴サービス
地域活動支援センター
精神障害者社会復帰施設(精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場)
在宅重度障害者通所援護事業(日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)
知的障害者通所援護事業(全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)
居宅介護
重度訪問介護
行動援護
同行援護
外出介護(平成18年9月までの事業)
移動支援事業

老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業
第1号通所事業
老人デイサービスセンター
指定通所介護(指定療養通所介護を含む)
指定地域密着型通所介護
指定介護予防通所介護
指定認知症対応型通所介護
指定介護予防認知症対応型通所介護
老人短期入所施設
指定短期入所生活介護
指定介護予防短期入所生活介護
養護老人ホーム※1
特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
軽費老人ホーム※1
ケアハウス※1
有料老人ホーム※1
指定小規模多機能型居宅介護※2
指定介護予防小規模多機能型居宅介護※2
指定複合型サービス※2
指定訪問入浴介護

※1 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を除く。)、介護予防特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)、地域密着型特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型地域密着型特定施設入居者生活介護を除く。)を行う施設を対象とする。
 ※2 訪問系サービスに従事することは除く。
 ※3 有料老人ホームに該当する場合は、有料老人ホームとして要件を満たす施設を対象とする。

指定介護予防訪問入浴介護
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション
指定介護予防通所リハビリテーション
指定短期入所療養介護
指定介護予防短期入所療養介護
指定特定施設入居者生活介護
指定介護予防特定施設入居者生活介護
指定地域密着型特定施設入居者生活介護
サービス付き高齢者向け住宅※3
第1号訪問事業
指定訪問介護
指定介護予防訪問介護
指定夜間対応型訪問介護
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

生活保護法関係の施設
救護施設
更生施設

その他の社会福祉施設等
地域福祉センター
隣保館デイサービス事業
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
ハンセン病療養所
原子爆弾被爆者養護ホーム
原子爆弾被爆者デイサービス事業
原子爆弾被爆者ショートステイ事業
労災特別介護施設
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業
家政婦紹介所(個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限り)

病院又は診療所
病院
診療所

技能実習生の人数枠

受け入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）した数を超えることができない。

<団体監理型の場合>

事業所の 常勤介護職員の総数	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
1	1	1	1	1
2	1	2	2	2
3～10	1	3	2	3～10
11～20	2	6	4	11～20
21～30	3	9	6	21～30
31～40	4	12	8	31～40
41～50	5	15	10	41～50
51～71	6	18	12	51～71
72～100	6	18	12	72
101～119	10	30	20	101～119
120～200	10	30	20	120
201～300	15	45	30	180
301～	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

※ 法務大臣及び厚生労働大臣が継続的で安定的な実習を行わせる体制を有すると認める企業単独型技能実習も同様。

<企業単独型の場合>

	一般の実習実施者		優良な実習実施者	
	1号	全体 (1・2号)	1号	全体 (1・2・3号)
	常勤介護職員の 20分の1	常勤介護職員の 20分の3	常勤介護職員の 10分の1	常勤介護職員の 5分の3

参 考

○日本語能力試験

日本語能力試験の実施日

平成29年7月2日、平成29年12月3日

日本語能力試験の海外受験者数(平成27年12月、平成28年12月実施)

実施国	N3(H27年)	N3(H28年)	N4(H27年)	N4(H28年)
中国	9,986	11,027	3,753	3,890
ベトナム	7,149	9,210	6,623	8,069
フィリピン	558	638	1,459	2,799
インドネシア	3,510	3,907	2,894	3,427
タイ	2,567	2,611	3,114	3,123
カンボジア	259	355	236	223
ミャンマー	846	1,162	1,575	2,301
海外全体合格率	43.3%	44.6%	38.4%	34.8%

技能実習生受入組合の現状について

外国人技能実習生受入組合の実情①

平成29年4月1日現在の状況(各県中央会調べ)

概要

実習生受入事業実施組合数	1,543
実習生受入中の組合数	1,427
実習生数(1号)	71,333
実習生数(2号)	92,145
実習生合計	163,478
受入組合員数	34,805

異業種組合の約55%で農業を含む

異業種組合数	985
内農業を含む組合数	536
率	54.4%

組合員の資格業種

業種	組合数	構成比
異業種	985	64.0%
製造業	424	27.5%
建設業	62	4.0%
農業	52	3.4%
その他	17	1.1%
合計	1,540	100%
不明	3	

外国人技能実習生受入組合の実情②

平成29年4月1日現在の状況(各県中央会調べ)

組合数	実習生数	受入組合員数	期間満了者	途中帰国者	行方不明者
1,427	163,478	34,805	31,304	7,417	3,474

技能実習生受入組合数

実習生の数	1号2号合計
1000以上	8
500～999	37
300～499	74
200～299	86
100～199	260
50～99	353
30～49	240
10～29	249
1～9	120
合計	1,427

行方不明者数

行方不明者数	組合数
50人以上	2
30～49	7
20～29	6
10～19	70
5～9	158
2～4	288
1人	235
合計	766

※約半数の組合で行方不明者が発生

適正な組合運営について

外国人技能実習生共同受入事業を行う組合に求められるもの

○適正な組合運営の上で適切な外国人技能実習生共同受入事業の実施

技能実習法に基づき外国人技能実習生
共同受入事業を適切に実施すること

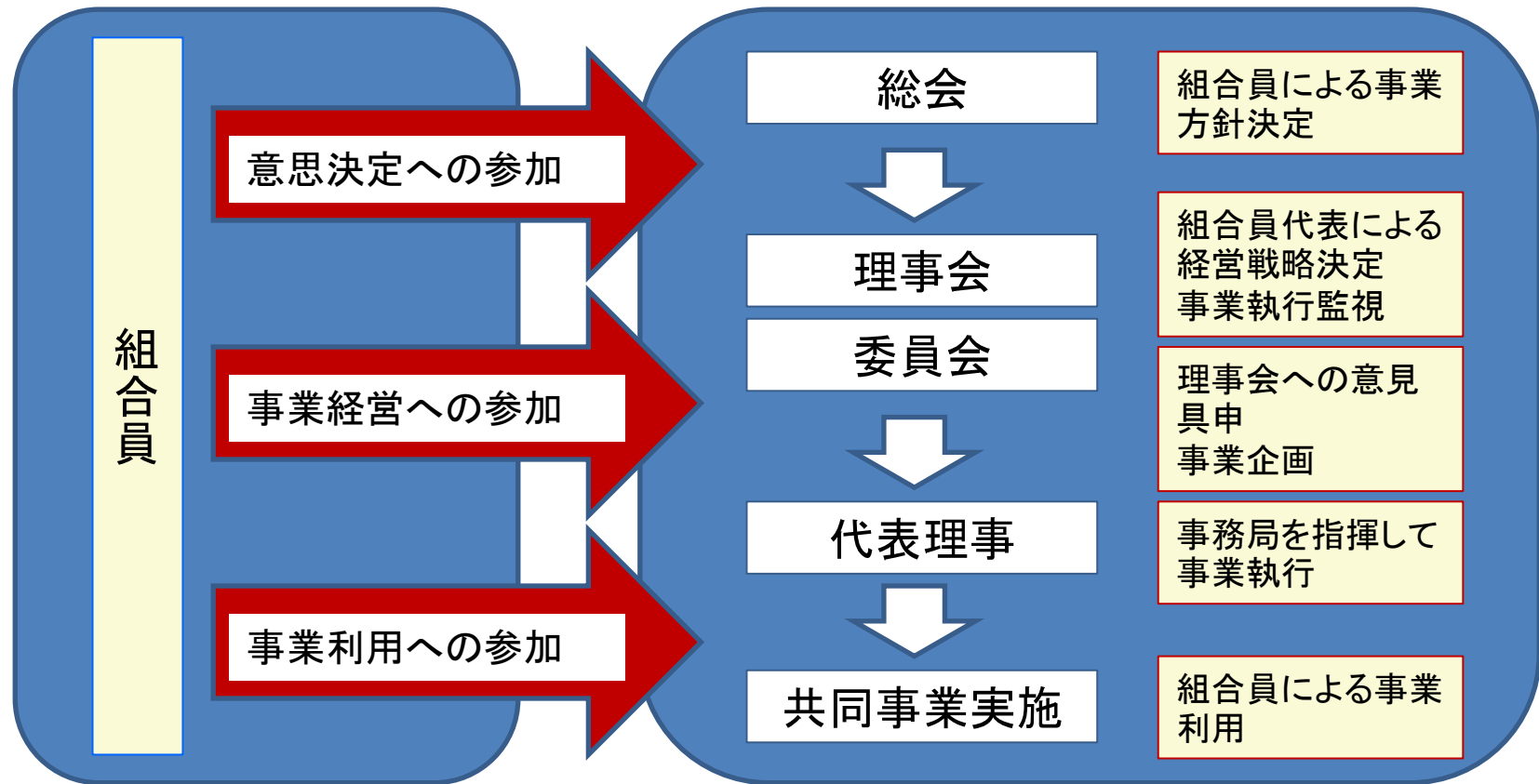
適正な実習監理

中小企業等協同組合法、定款を遵守した
適切な組合運営を行うこと

事業運営・組合管理

中小企業協同組合の事業運営

協同組合における3つの参加



外国人技能実習制度適正化指導事業の報告から（組合）

○組合運営の課題

- ・組合員資格のない企業に実習生を斡旋
- ・大企業が組合員となり実習生受入事業のみを利用している（公取委への届出はあるが）
- ・総会を開催していない組合があった（組合員に総会資料を事前送付していない）
- ・出資限度を超えた組合員の存在
- ・理事会が開催されず全て理事長の独断で事業が実施されている
- ・外国人技能実習生共同受入事業以外の事業は何も実施していない

○監理事業の課題

- ・技能実習計画の内容を全く知らない組合職員が技能実習1号の毎月訪問を担当している
- ・定期監査を実施している組合役員が労働関係法令の知識がない
- ・組合員1社で労働基準監督署より36協定違反の指摘があり、組合員を調査したところ全社で違反があった

○実習生からの相談内容

- ・賃金の不払い
- ・暴力行為の存在
- ・住環境への不満（ネット接続環境、エアコン不備等）

外国人技能実習制度適正化指導事業の報告から（組合員）

○所属組合との関係

- ・組合運営に意識が希薄で、実習生受入事業以外興味関心がない組合員
- ・組合の事務局長が毎月全ての組合員を訪問し、企業の担当者や実習生と面談し親身に相談に乗ってくれる
- ・技能実習1号に必要な毎月の訪問や、3か月に1回の監査に組合が来ない

○技能実習関係

- ・技能実習計画に記載のない作業を実習生に行わせていた
- ・技能実習指導員が不在のなかで技能実習生が残業していた
- ・生活指導員の相談記録が作成されていない

○労働関係法令の遵守

- ・安全衛生教育の実施記録がない
- ・業務に必要な免許の取得や技術講習等必要な措置をとっていない
- ・実習生から徴収する寮費や光熱費の賃金控除に関する協定を結んでいない
- ・割増賃金の計算に間違いがある（時間外手当に参入すべき手当、参入しない手当）
- ・36協定の特別条項を超える残業がある
- ・月80時間を超える特別条項が存在

まとめ

外国人技能実習生共同受入事業の適切な実施

1. 外国人技能実習制度の趣旨を理解すること
2. 監理団体の許可取得
3. 事業実施体制の整備

(1) 人的体制

- ①責任役員
- ②監理責任者
- ③外部役員又は外部監査人
- ④技能実習計画の指導者
- ⑤通訳
- ⑥1号技能実習生への月1回以上の訪問者
- ⑦監査担当者
- ⑧事務局員

※役割を果たせる知識・能力を有する人を配置すること

※(介護)日本語教育の専門家による定期巡回・相談等の取組みを行うことが望ましい

(2) 技能実習の実施状況の監査

- ①定期監査 認定計画と異なる作業への従事
労働関係法令 (労働時間の偽装、割増賃金の不払等)

- ②臨時監査 法令違反等の情報を得た時

(3) 送出し機関との関係 優良な送出し機関からの実習生受入

(4) 入国後講習 講習施設、講習内容、講師

(5) 財産的基礎 事業実施のベース 区分経理・事業別会計

4. 監理事業を適正に遂行する能力の維持

5. 技能実習生の保護

6. 組合員の指導 不適切な組合員への指導(場合によっては排除)

技能実習法施行に伴う組合の留意点

1. 技能実習法に基づき外国人技能実習生共同受入事業を適切に実施する

監理事業の適正な実施

事業報告書の提出 技能実習に関する事業年度(4月～3月)終了後5月31日
までに外国人技能実習機構に提出

2. 職業紹介の許可・届出関係

監理団体の許可取得後適切な時期に廃止届を提出

3. 定款変更が必要か → 変更なし

現行の定款第7条(事業)の記載例

- 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業
- 外国人技能実習生受入事業に係る職業紹介事業

4. 規約変更 ……来年の通常総会で

外国人技能実習生共同受入事業規約の変更

第1条(目的) 根拠法令の変更に対応 入管法→技能実習法

その他内容について見直し (全国中央会において規約例の改訂版作成予定)

実習実施者(実習生受入れ企業)のポイント

1. 技能実習計画の作成 ⇒ 監理団体(組合)の指導を受けて作成
添付書類多い ⇒ 様式、記入例あり
2. 適正な要員の選任
 - ①技能実習責任者
 - ②技能実習指導員
 - ③生活指導員

※(介護)技能実習生の日本語能力の向上支援 日本語教育の専門家の配置が望ましい
3. 技能実習実施の届出 ⇒ 技能実習開始後、遅滞なく外国人技能実習機構に提出
4. 技能実習生の待遇の確保
 - ①日本人と同等以上の報酬
 - ②適切な宿泊施設の確保
 - ③居住費、食費その他定期的に徴収する費用の適正性(実習生との合意に基づくもの)
5. 帳簿の備付け
 - ①技能実習生の管理簿(名簿、実習生の履歴書、雇用契約書その他)
 - ②認定計画の履行状況に係る管理簿
 - ③実習日誌
 - ④その他労働関係法令に基づくもの
6. 技能検定等の受験義務
7. 実施状況報告書の提出
技能実習年度(4月~3月)に係る報告書を監理団体(組合)の指導に基づき、毎年5月31日までに外国人技能実習機構に提出する

技能実習生の受入れに必要な手続の流れ

番号	手続名	窓口	入国前						第1号技能実習						第2号技能実習						第3号技能実習																			
			6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	1か月目	~	7か月目	8か月目	9か月目	10か月目	11か月目	12か月目	1か月目	~	17か月目	18か月目	19か月目	20か月目	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目	1月以上	1か月目	~	21か月目	22か月目	23か月目	24か月目							
1	技能実習計画認定申請(1号)	A	申請		標準審査期間 1~2か月 技能実習の開始予定日の4か月前までに申請。団体監理型の場合は、事前に監理団体に許可が必要。																																			
2	在留資格認定証明書交付申請(1号)	B				申請	標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																	
3	査証申請	C				申請	標準審査期間 5業務日 在留資格認定証明書の交付後、速やかに行う。																																	
4	技能検定等の受検(基礎級)	-					申込		受検	受検推奨時期 計画満了日の3か月前まで																														
5	技能実習計画認定申請(2号)	A					申請	標準審査期間 2~5週間 技能実習の開始予定日の3か月前までに申請。																																
6	在留資格変更許可申請(2号)	B					申請	標準審査期間 2週間 技能実習計画の認定後、速やかに行う。																																
7	技能検定等の受検(3級・実技)	-							申込		受検	受検推奨時期 計画満了日の6か月前まで																												
8	技能実習計画認定申請(3号)	A																																						
9	在留資格変更許可申請(3号)	B																																						
10	一時帰国(1か月以上)	-																																						
11	技能検定等の受検(2級・実技)	-																																						

(注1) 窓口 A 機構地方事務所 / B 地方入国管理局 / C 在外日本国公館

(注2) 審査期間は、問題がない案件(提出書類の不備や申請内容の確認を要しないもの)についての標準的な期間を示したものであり、期間が前後することもある。

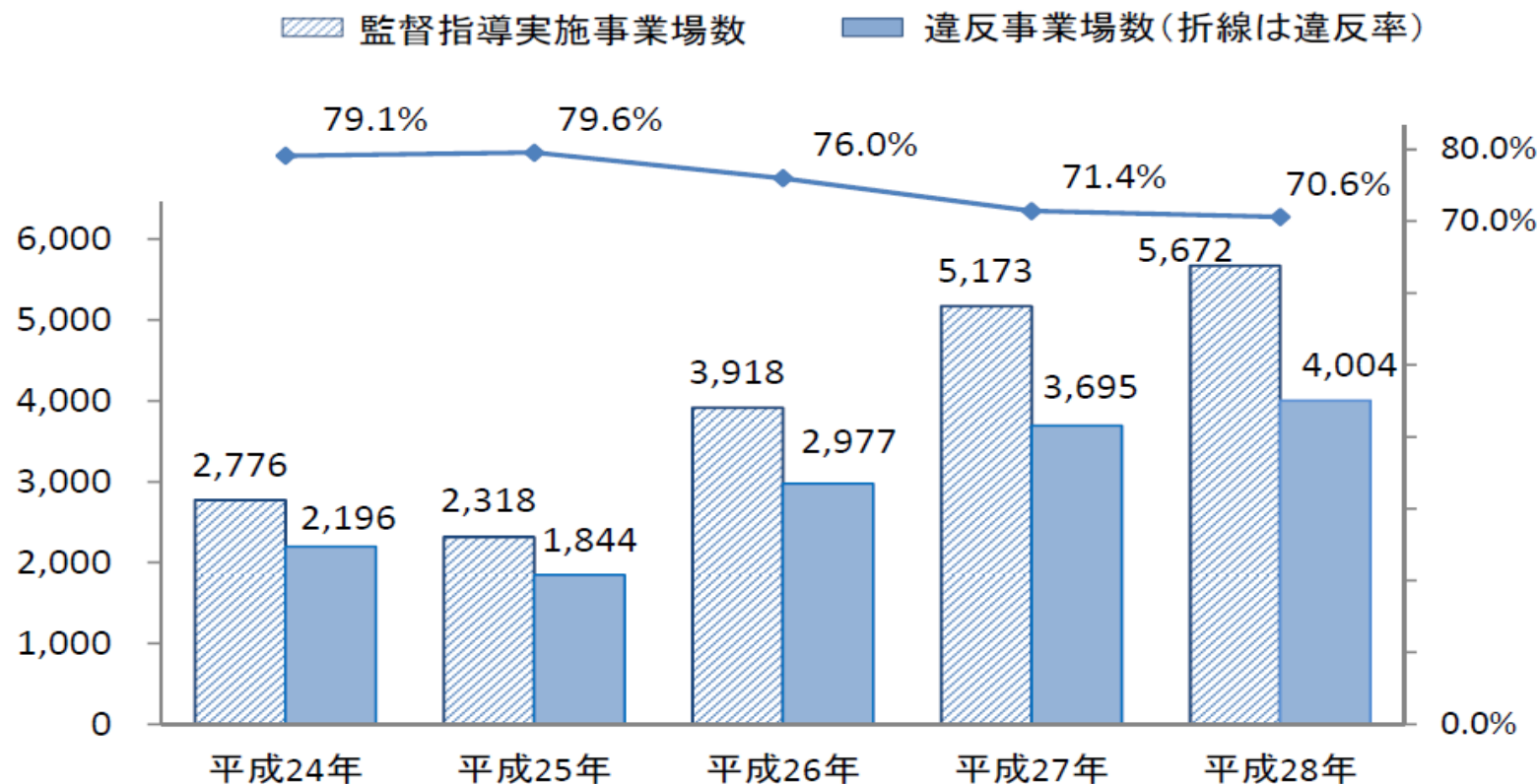
(注3) 上記の流れは、1号から3号まで在留を継続したまま技能実習を行わせる一般的な場合のものであり、新規入国が伴う場合には1号の場合と同様に2及び3の手続が必要となる。

外国人技能実習生の実習実施機関に対する 監督指導、送検等の状況（平成28年）

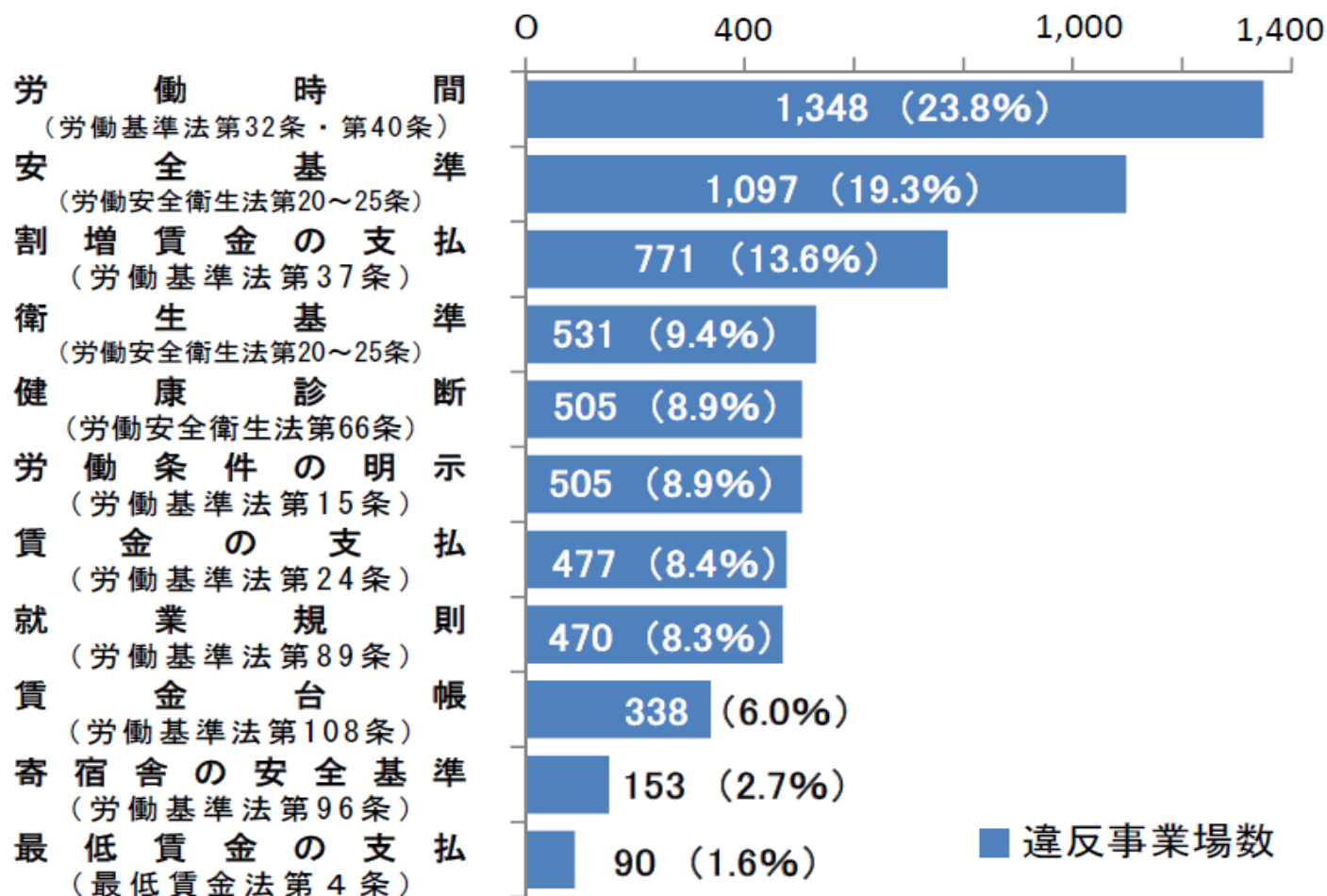
1 監督指導状況

- (1) 全国の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して5,672件の監督指導を実施し、その70.6%に当たる4,004件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①労働時間（23.8%）、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（19.3%）、③割増賃金の支払（13.6%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。